

公益財団法人静岡県国際交流協会 特定費用準備資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡県国際交流協会（以下「この法人」という。）の特定費用準備資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限るものとし、引当金の引当対象となるものを除く。）に係る支出に充てるために保有する資金をいう。

(特定費用準備資金の保有)

第3条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(保有の承認)

第4条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときには、会長は事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称及び内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、その要件を満たす場合において、事業ごとに承認するものとする。

(特定費用準備資金の管理・取り崩し)

第5条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金(他の特定費用準備資金を含む。)と明確に区分して管理する。

2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

3 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、会長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

(特定費用準備資金の公表)

第6条 特定費用準備資金の公表については、資金の取り崩しに係る手続並びに積立限度額及びその算定根拠を記載した書類を、定款第2条に定める主たる事務所において備え置き、閲覧に供するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年3月4日から施行する。